

保護者様

感染症にかかった場合の登園について

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を可能な限り防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。乳幼児がよく罹る下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。

なお、こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園して下さるようご配慮ください。

登 園 届

みょうとくこども園園長殿

園児氏名

年 月 日 医療機関名 () において病状が回復し
集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

保護者名

- | | | |
|----|---------------------|---|
| 1 | インフルエンザ | 発症日の翌日から5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで |
| 3 | ウイルス性肝炎 | 肝機能が正常であること。急性肝炎の場合は症状が消失し全身状態が良いこと |
| 4 | 溶連菌感染症 | 抗生物質治療開始後24～48時間を経て全身状態が良いこと。初日と翌日は出席停止扱い |
| 5 | 感染性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルス等) | 下痢(軟便)、嘔吐の症状が治まり、全身状態が良いこと |
| 6 | マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まって医師が登園を認めた時 |
| 7 | RSウイルス感染症 | 重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 8 | ヒトメタニューモウイルス感染症 | 重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 9 | 帯状疱疹 | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 10 | 単純ヘルペスウイルス感染症 | 主な症状がほとんど消失し、医師が登園を認めた時 |
| 11 | 突発性発疹 | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと |
| 12 | 伝染性紅斑(りんご病) | 発疹期には感染力はほとんどなく登園可能 |
| 13 | 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 14 | ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 15 | その他 () | |

※罹患された感染症に○印を付けてください。